

# あげまつだより



令和8年7月23日発行  
No.8-1 上松町

## 空き家解体促進補助金 2次募集

空き家解体促進補助金 令和8年度2次募集を実施します。

2次募集申請を希望される方は、以下の内容をご確認の上、申請をお願いします。

### 【2次募集について】

○受付開始日時 令和8年9月11日（金）9:00～（受付開始日時以前の申請は無効とします）

### ○申請方法

解体促進補助金「様式第1号」・「様式第2号」（該当する場合は「様式第3号」を追加）及び必要となる添付資料をご用意の上、上松町役場 地域振興課（2階 8番窓口）までご提出下さい。

※先着順にて受付けます。予算上限に達した時点で受付を締切ります。

（メールによる申請も可 ただし、上記の受付開始時間より前に受信したものは無効とします。また開始時間丁度にメール送信にて申請をされた場合でも、開始時間に窓口申請者が来庁されていた場合は、窓口申請者から優先して審査および受付を行いますので、ご注意ください。）

○予算上限 200万円（おおよそ4件分）

○補助金の概要については以下の該当項目をご確認ください。

○申請時に申請内容や添付資料等に（その場での訂正がきかない）不備があった場合は受付（受付枠の確保等も含め）できません。修正および再提出をお願いする形となりますが、その間に他の申請者があった場合は、そちらの受付を優先させていただきます。

（申請内容の事前相談や確認等は承りますので、お気軽にご相談ください。）

○令和8年度において3次以降の募集は行いません。

※補助金の概要につきましては町HPをご確認ください。

【お問い合わせ先】地域振興課 地域振興係（TEL：52-4804）

### ◆◆◆◆ 緊急当番医予定表（令和8年8月） ◆◆◆◆

| 年    | 月  | 日（曜日）  | 医院名      | 町村名     | 電話番号    |
|------|----|--------|----------|---------|---------|
| 令和8年 | 8月 | 2日（日）  | 原内科医院    | 木曽町福島   | 22-2678 |
|      |    | 9日（日）  | 芦沢医院     | 上松町     | 52-2018 |
|      |    | 11日（火） | 古根医院     | 大桑村     | 55-1188 |
|      |    | 16日（日） | 田沢医院     | 木曽町開田高原 | 44-2008 |
|      |    | 23日（日） | 大脇医院     | 上松町     | 52-2023 |
|      |    | 30日（日） | 木曽みたけ診療所 | 木曽町三岳   | 46-2266 |



※上記は変更になる場合もあります。（木曽医師会提供）

※受診前に必ず連絡をしてください。



## 緑の募金 ご協力ありがとうございました



令和8年度 緑の募金へのご協力ありがとうございました。

4月より町内の皆様から善意によりお寄せいただきました募金総額は、297,627円になりました。この募金は、「（公財）長野県緑の基金」を通じて、緑豊かな郷土の緑化を進めるために利用させていただきます。

多くの皆様からご協力いただき誠にありがとうございました。



【お問い合わせ先 地域振興課 林業振興係 電話：52-4804（課直通）】

からだやこころの相談 8月の相談日程

|                                                                   |                                                       |                                        |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| ①こころの健康相談（ともにサテライト）<br>※予約は必要ありませんので直接お越しください。                    | 8月24日（月）<br>10:00～12:00<br>場所：いきいき広場こまくさ              | 内容：精神保健福祉士による個別相談                      |
| ②精神保健福祉相談・思春期相談<br>※事前に予約が必要になります。<br>（TEL 25-2233）               | 8月25日（火）<br>14:00～17:00<br>場所：木曽保健福祉事務所<br>（木曽合同庁舎1階） | 内容：精神科医師による個別相談                        |
| ③町の健康相談<br>※事前に連絡が必要になります。<br>（TEL 52-2825）<br>★保健師への相談は随時お受けします。 | 8月27日（木）<br>13:30～16:00<br>場所：上松町役場                   | 内容：保健師・管理栄養士による健康相談<br>（血圧測定・体組成計測定など） |

◎悩みや不安を抱えて困っている時は、気軽に相談できる場所があります。  
電話やSNSでの相談窓口  
⇒ [まもろうよこころ](#) で検索 QRコードからでも検索できます。

◎長野県が運営する「こころの相談・情報ポータルサイト」ができました。  
日々の移ろいを映す窓のようにあなたのこころの変化に寄り添います。  
⇒ [こころのまど信州](#) で検索 QRコードからでも検索できます。

【問い合わせ】住民福祉課保健衛生係（電話：52-2825）





## スプレー缶製品の事故防止にご協力ください



殺虫剤や制汗剤、冷却スプレー等多数のスプレー缶の噴射剤には、可燃性ガスが使われています。ガス器具等の火気があると、噴射した可燃性ガスに引火する危険性があります。火気のある場所では、絶対に使わないでください。

スプレー缶を直射日光が当たる場所などの高温になる場所に置くと、缶が破裂する危険性がありますので注意してください。

廃棄する際は、必ず中身を使い切りましょう。上松町では、中身を使い切った缶は必ず穴を開け、中身を抜いてから、燃えないごみ(青いごみ袋)に入れて「不燃(空き缶・金物類)」の日にごみステーションへ出してください。

古いスプレー缶は、内部の部品が劣化して噴射剤等が漏れたり、噴射が止まらなくなったりする可能性があります。また、缶本体が腐食して破裂したり、漏れ出た噴射剤に引火する等の事故を引き起こす可能性もあります。スプレー缶本体に記載されている注意書き等をよく読みましょう。

【お問い合わせ先】長野県消費生活センター 電話番号：0263-40-3660

# 総合防災訓練

## 第40回 ～第5ブロックを中心に実施～

開催日：8月30日（日）午前中

### 【訓練対象者と実施予定内容】

#### 1 第5ブロック（※1）にお住まいの方 （※1） 南北見帰・寝覚1, 2, 3区・吉野・小野

時間の目安：9時頃～11時頃 場所：各地区の指定緊急避難場所、指定避難所（※2）

（※2）ハザードマップで確認できます。

#### 【内 容】

- ・指定緊急避難場所および指定避難所への避難訓練
- ・避難所設営訓練、心肺蘇生法講習会（希望者）

情報無線からの避難指示放送を聞き、指定緊急避難場所、指定避難所に避難してください。各組長が避難者の集計を行い、役場職員が災害対策本部へ報告します。その後、希望される方は町の指定避難所である上松中学校体育館において、避難所設営訓練及びAEDを用いた心肺蘇生法訓練を町職員、消防団員と一緒にを行います。

寝覚区、見帰区の方におかれましては、作成済みの「地区防災マップ」の内容を確認し、より実践的な避難訓練を行ってください。

詳細につきましては今後地区回覧にてご案内いたします。

#### 2 各地区駐在員の皆さま

時間の目安：9時～12時30分 場所：上松中学校体育館

#### 【内 容】

- ・避難所開設、運営研修

過去に発生した大規模地震からの教訓として、発災後の避難所開設と運営については地域の住民の方が主体となることが大変重要とされています。そして開設初期における生活環境の整備が、感染症対策やストレス軽減のために不可欠となります。今回は地区の代表者である駐在員の方を対象に、日本防災士会長野県支部の方々が講師となって研修会を実施いたします。貴重な機会ですので、時節柄お忙しいところとは存じますが、ご参加のほどよろしくお願い申し上げます。駐在員の皆さまには別途ご案内通知を発送させていただいております。



### 3 上松町建設協会

#### 【内 容】

- ・ 災害発生時の初動対応及び町災害対策本部との情報伝達訓練



上松町内の建設工事会社でつくる上松町建設協会においては、災害発生時における重機を使用した土砂除去や通行止め措置などの初動対応訓練と、町対策本部との各種情報伝達訓練を実施します。大規模災害発生時における町との連携訓練を中心に実施いたします。

### 4 上松町消防団

#### 【内 容】

- ・ 町災害対策本部との情報伝達訓練及び上松中学校で行われるAEDを用いた心肺蘇生法訓練

### 5 上松町役場職員

#### 【内 容】

- ・ 災害対策本部立ち上げ、運営訓練。
- ・ 1～4の訓練への参加。



## 【お知らせ】

#### ・ 新たな防災気象情報について

あげまつだより5月28日号でもお知らせしましたが、今年5月29日より気象の警報などが大きく変わりました。詳細につきましては別紙カラー版パンフレット（A4両面）をご覧ください。今回の防災訓練では、気象庁から大雨・土砂災害警戒レベル3～5が発表されたことを想定し、情報無線を通じて、レベル3 高齢者等避難、レベル4 避難指示、レベル5 緊急安全確保の放送を段階的に行います。レベル4 までには危険な場所から全員避難することを今一度ご確認ください。

#### ・ 来年度以降の総合防災訓練について

令和9年度以降も継続して総合防災訓練を実施いたします。ここ数年は1つのブロックを対象に訓練を実施しておりますが、2つ以上のブロックまたは全町を対象とした訓練の実施など検討を行っていきたいと思います。（令和7年度は第6ブロックを対象に実施しました。）

お問合せ先  
危機管理課 危機管理係  
電話：52-4902（直通）

# あげまつだより



令和8年7月23日発行  
No.8-2 上松町

## 国土強靱化地域計画案に関する意見公募



### 第2期上松町国土強靱化地域計画（案）に関するパブリックコメント（意見公募）について

町では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、大規模自然災害に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進するための指針となるものとして、「第2期上松町国土強靱化地域計画（案）」をまとめましたので、パブリックコメント（意見公募）を実施しています。皆様のご意見をお聞かせください。

○ **募集期間** 令和8年7月16日（木）～令和8年8月13日（木）

○ **意見を提出できる方**

- （1）町内に住所を有する方
- （2）町内に事務所又は事業所を有する個人、法人等
- （3）町内に通勤、通学する方

○ **閲覧場所等**

- （1）上松町ホームページ
- （2）上松町役場（企画財政課企画政策係）

※上松町役場における閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

○ **意見の提出方法**

所定の様式に氏名・住所（法人、その他の団体にあつては主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名）、連絡先（電話番号）、ご意見・ご提案をご記入のうえ、下記のいずれかの方法でご提出ください。

- （1）持参・・・上松町役場 企画財政課企画政策係
- （2）郵送・・・〒399-5601 木曽郡上松町大字上松159-4  
上松町役場企画財政課企画政策係
- （3）FAX・・・0264-52-1038（※電話不可）
- （4）電子メール・・・machiduk@town.agematsu.nagano.jp

○ **注意事項**

- （1）電話や口頭でのご意見はお受けできません。
- （2）提出された意見に付された個人情報、他の目的に使用することは一切ありません。
- （3）提出された意見を公表する際は、個人が特定される情報を伏せた上で公表します。
- （4）類似の意見は集約して公表する場合があります。
- （5）上松町公式サイトで閲覧できない方は、上松町役場企画財政課企画政策係での閲覧が可能です。
- （6）提出された意見に対して、個別の回答はいたしません。
- （7）責任ある意見を求めるため、氏名、住所及び連絡先の無いものは公募意見の対象外とします。





## 国民健康保険・後期高齢者医療保険



### 国民健康保険・後期高齢者医療の資格確認書等の更新について

現在お使いの資格確認書等の有効期限は令和8年7月31日までです。

8月1日から使用できる「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月末までに対象者の方へ郵送します。

#### 国民健康保険に加入されている方

世帯ごとに世帯主様あてに送付します。

- ★ 資格確認書が交付される方 … マイナ保険証をお持ちでない方
- ★ 資格情報のお知らせが交付される方 … マイナ保険証をお持ちの方

#### 後期高齢者医療制度に加入されている方

令和8年8月以降は年齢（令和8年8月1日時点）やマイナ保険証の利用状況に応じて「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。

- ★ 資格確認書が交付される方
  - ・ 85歳以上の方
  - ・ 84歳以下で、マイナ保険証を普段から利用されていない方
- ★ 資格情報のお知らせが交付される方
  - ・ 84歳以下で、マイナ保険証を普段から利用されている方（過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用しており、概ね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用された方）

#### ◆ 要配慮者への資格確認書の交付について

要介護高齢者や障がい者等の要配慮者の方が、医療機関等でマイナ保険証での受診が困難である場合には、マイナ保険証をお持ちでも、申請により資格確認書を交付します。

#### ◆ マイナ保険証の利用登録の解除を希望する場合

マイナ保険証の利用登録解除を希望される方は、利用登録の解除申請ができます。申請により資格確認書を交付します。

【お問い合わせ】 住民福祉課厚生係（庁舎1階2番窓口）  
電話：0264-52-4802（課直通）



## 夏の「SMART省エネ」運動について



長野県では、エネルギーを“無理なく賢く”利用する夏の「SMART省エネ」運動を9月30日まで実施しています。ご家庭や事業所において、「我慢」せず、暮らしを「工夫」し、1つでもSMART省エネに取り組んでみてください。

県ホームページはこちら

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/sho-ene/sho-eneproject.html>

問合せ先：長野県環境部ゼロカーボン推進課（026-235-7022）

